

議案第 37 号

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部改正について

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市印鑑条例及び天理市手数料条例の一部を改正する条例

(天理市印鑑条例の一部改正)

第1条 天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第13条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第15条とする。

第12条の7第1項中「接続された」の次に「本市又は」を加え、同条を第14条とする。

第12条の3から第12条の6までを削り、第12条の2を第13条とする。

(天理市手数料条例の一部改正)

第2条 天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第19号中「が設置する専用の端末機（以下「自動交付機」という。）」を削り、同表第23号中「自動交付機又は」を削る。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。